1　現行の鎌倉市地域福祉計画（令和２年度～令和７年度）

（１）現状と課題

- 人と人とのつながりが希薄化し、地域における支え合い機能が低下しており、担い手や居場所の創出、災害に備えた支え合い体制の整備など、地域住民が主体となった活動への支援の必要性が増している。
- 複雑化・複合化した生活課題に包括的に対応するため、重層的支援体制整備事業を開始したが、引き続き推進していく必要がある。
- ひきこもりやケアラー支援、社会的孤立の問題など、制度の狭間の問題に対し、伴走型の福祉支援が必要とされている。

・市民が、その個性や多様性を尊重され、自分らしくいられること。

・市民が、お互いを支え合い、助け合うことで、安心して生活できること。

・市民が、社会の一員として、自らが望む形で、あらゆる分野における活動に参画する機会を確保されること。

目標１：総合的な相談体制の確立（→重層事業の開始）
目標２：包括的支援体制の構築（→重層事業の開始）
目標３：地域における福祉活動や人材への支援
目標４：地域生活支援と権利擁護
目標５：情報の収集と提供
目標６：ケアラーへの支援（→ケアラー支援の開始）
※目標６は、R6年度に新たに位置づけ

H31.4　R2.4　R4.4　R6.4

共生社会の実現を目指す条例　→　**地域福祉計画（現行）**　→　**重層的支援体制整備事業**　→　**ケアラー支援条例 孤独・孤立対策**

2　新たな計画（令和８年度～令和１５年度）の概要

（１）基本理念：すべての人が、安心して・自分らしく・ともに暮らせるまち　かまくら

（２）計画の構成

目標１　地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

①誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援
②地域における活動機会・人材育成・居場所の創出
③住民・多様な主体の参画による地域福祉活動と支えあいの仕組みづくり

目標２　包括的な支援体制と協働ネットワークの構築　鎌倉市重層的支援体制整備事業実施計画

①包括的な相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の体制づくり
②庁内・関係機関の連携体制の強化と重層的支援の推進
③情報共有とＩＣＴ活用による支援基盤の整備

目標３　制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

生活困窮者自立支援計画　鎌倉市成年後見制度利用促進計画　鎌倉市再犯防止推進計画

①既存の制度やサービスが届きにくい人へのセーフティネットの強化
②制度や分野の狭間にある課題への領域横断的な対応の推進
③ケアラーへの支援
④全世代・多様な人の自立と居住を支える地域づくり
⑤権利擁護にかかる専門性の向上と支援制度の理解促進
⑥福祉を支える人材の育成・確保（福祉専門人材）

3　新たな計画（令和８年度～令和１５年度）を推進するための工夫

（1）目標と具体的な取組の相関を整理

- 施策の方向性を設定。
- 現状と課題を明確化。
- 取組と目標を結ぶビジョンを設定。
- 目標を進めるための主な取組を設定。

【施策の方向性】

各目標を達成するために、どのような柱立てで取組を進めていくかを示したものです。複数の具体的な施策を束ねるものとして、重点的に取り組むべき施策の方向性を記載しています。

【現状と課題】

計画の対象となる分野の現状を整理し、そこから見えている主な課題を記載しています。

【取組と目標を結ぶビジョン】

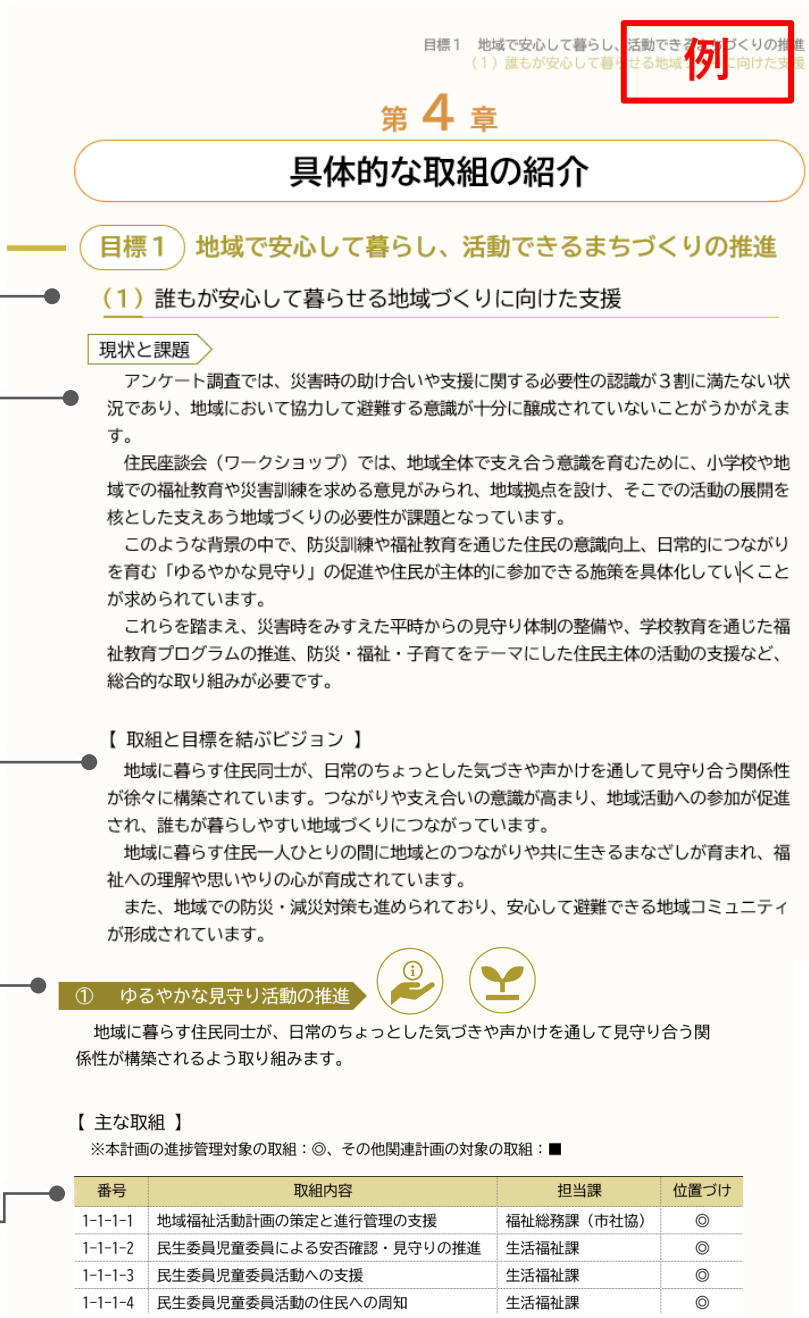
現状と課題を踏まえ、目標の実現に向けて中長期的に目指す地域や暮らしの姿を記載しています。取組を進めた先に「どのような状態を目指しているのか」を共有するための将来像（ビジョン）として位置づけています。

【具体的な施策】

目標や取り組むべき施策の方向性を踏まえ、個別の取組を束ねた施策を記載しています。また、横断的視点として「情報提供」と「人材育成」を設定し、関連する施策にアイコン をつけています。

【主な取組内容】

本施策において実施する主な取組の内容について記載しています。



例

目標１　地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進
（１）誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

第４章

具体的な取組の紹介

目標１　地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

（１）誰もが安心して暮らせる地域づくりに向けた支援

現状と課題

アンケート調査では、災害時の助け合いや支援に関する必要性の認識が３割に満たない状況であり、地域において協力して避難する意識が十分に醸成されていないことがうかがえます。

住民座談会（ワークショップ）では、地域全体で支え合う意識を育むために、小学校や地域での福祉教育や災害訓練を求める意見がみられ、地域拠点を設け、そこでの活動の展開を核とした支えあう地域づくりの必要性が課題となっています。

このような背景の中で、防災訓練や福祉教育を通じた住民の意識向上、日常的につながりを育む「ゆるやかな見守り」の促進や住民が主体的に参加できる施策を具体化していくことが求められています。

これらを踏まえ、災害時をみすえた平時からの見守り体制の整備や、学校教育を通じた福祉教育プログラムの推進、防災・福祉・子育てをテーマにした住民主体の活動の支援など、総合的な取り組みが必要です。

【 取組と目標を結ぶビジョン 】

地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が徐々に構築されています。つながりや支え合いの意識が高まり、地域活動への参加が促進され、誰もが暮らしやすい地域づくりにつながっています。

地域に暮らす住民一人ひとりの間に地域とのつながりや共に生きるまなざしが育まれ、福祉への理解や思いやりの心が育成されています。

また、地域での防災・減災対策も進められており、安心して避難できる地域コミュニティが形成されています。

① ゆるやかな見守り活動の推進

地域に暮らす住民同士が、日常のちょっとした気づきや声かけを通して見守り合う関係性が構築されるよう取り組みます。

【 主な取組 】

※本計画の進捗管理対象の取組：◎、その他関連計画の対象の取組：■

番号	取組内容	担当課	位置づけ
1-1-1-1	地域福祉活動計画の策定と進行管理の支援	福祉総務課（市社協）	◎
1-1-1-2	民生委員児童委員による安否確認・見守りの推進	生活福祉課	◎
1-1-1-3	民生委員児童委員活動への支援	生活福祉課	◎
1-1-1-4	民生委員児童委員活動の住民への周知	生活福祉課	◎

3　新たな計画（令和８年度～令和１５年度）を推進するための工夫

（２）評価方法の見直し

- 他の関連計画（下位計画等）で既に評価されている取組については、評価の重複を回避。
- 目標ごとに、①評価参画者（誰が評価に参加するか）、②評価の視点（どのような観点から評価するか）、③評価方法を予め明確にしたうえで取り組む。
- 数値での成果測定に加え、住民・関係者・専門職など多様な主体の経験や声を通じて、取組のプロセスや関係性の変化といった部分も文章で表し、進み具体を点検していく。

例

（目標１）地域で安心して暮らし、活動できるまちづくりの推進

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、地域住民、地域団体、地域の活動やボランティアの担い手等	●多様な参加者層の参加促進 ●つながりの広がりや質 ●居場所・活動機会の充実度 ●地域の活動やボランティア等の担い手の育成や定着	●ヒアリング調査（定性）

（目標２）包括的な支援体制と協働ネットワークの構築

①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	●多機関連携の実効性 ●重層的支援体制の推進度 ●地域づくりにかかる新たな取組・仕組みの創出状況	●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量）

（目標３）制度の狭間をつくらない福祉支援と権利擁護の推進

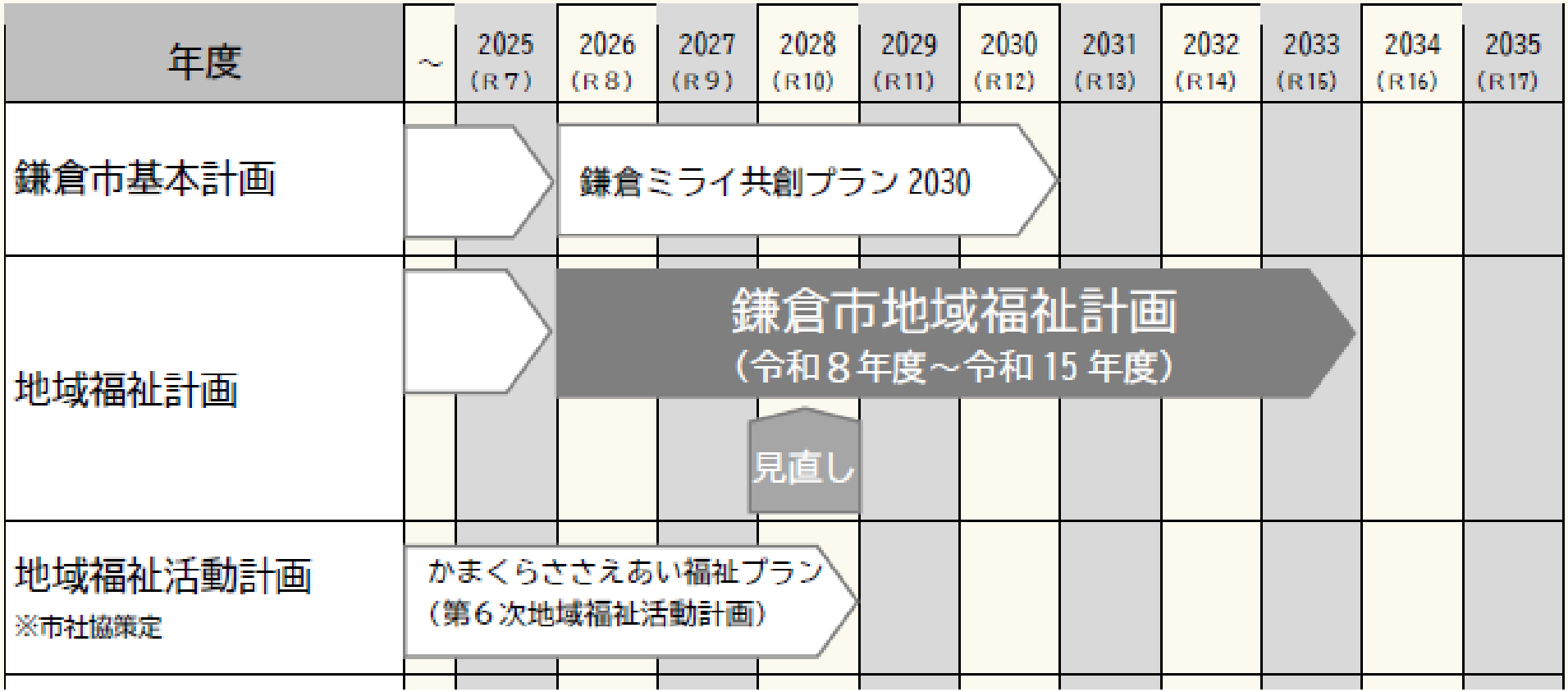
①評価参画者	②評価の視点	③評価方法
市（主管課）、社会福祉法人、民間事業者	●多機関連携の実効性 ●権利擁護の強化 ●制度周知の充実度 ●新たな狭間の発見・対応	●アンケート調査（定性・定量） ●ヒアリング調査（定性） ●数値目標の検証（定量）

3　新たな計画（令和８年度～令和１５年度）を推進するための工夫

（３）市社協「地域福祉活動計画（かまくらささえあい福祉プラン）」との連携

- 市と市社協の計画の連動性を高めるため、市社協が策定する地域福祉活動計画が満了する３年後に、計画の中間見直しを行うことを見据え、本計画の計画期間を８年と設定。

（参考）地域福祉活動計画とは、地域における福祉課題の解決に向けて、市社協・行政・地域団体・ボランティア・福祉事業所・市民などが協働して取り組むための行動計画のこと



4　今後のスケジュール

令和７年１２月：パブリックコメント・庁内意見募集（実施中）
令和８年１月：パブリックコメント・庁内意見募集　結果公表
令和８年２月：地域福祉計画推進委員会へ報告
令和８年３月末：計画施行